



県 章

# 三重県公報

平成19年10月30日(火)

第 1928 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

字の区域を変更する旨の届出.....	(市町行財政室)	2
有害な興行の指定.....	(青少年・私学室)	2
生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定.....	(生活保障室)	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による指定猟法禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示.....	(自然環境室)	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による指定猟法禁止区域の指定の一部を改正する告示.....	(同)	4
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定及びその区域図面の縦覧.....	(同)	4
鳥獣保護区の設定の一部改正及び区域の変更に係る図面の縦覧.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	6
鳥獣保護及び狩猟二関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部改正及び区域の変更に係る図面の縦覧.....	(同)	6
鳥獣保護区の設定の一部改正及び区域の変更に係る図面の縦覧.....	(同)	7
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特別保護地区の指定及びその区域図面の縦覧.....	(同)	7
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧.....	(同)	8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧の一部改正及び区域の変更に係る図面の縦覧.....	(同)	8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧.....	(同)	9
銃猟禁止区域の設定の廃止.....	(同)	10
銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部改正及び区域の変更に係る図面の縦覧.....	(同)	10
鳥獣保護及び狩猟二関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部改正.....	(同)	11
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	12
同件.....	(同)	13
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出.....	(観光・交流室)	13
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要.....	(同)	14
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要.....	(同)	14

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(N P O 室)	15
特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨.....	(同)	15
土地改良区役員の退任及び就任の届出.....	(農地調整室)	16
換地処分を行った旨の届出.....	(同)	16

土地改良事業の工事を完了した旨の届出..... (農地調整室) 16  
 公共測量が終了した旨の通知..... (公共用地室) 16  
 開発行為に関する工事の完了..... (建築開発室) 16  
 特定調達公告  
 随意契約の相手方を決定した旨..... (健康危機管理室) 17  
 落札者を決定した旨..... (病院事業庁) 18  
 同件..... (同) 18  
 同件..... (同) 18

告 示

三重県告示第731号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、津市長から届出がありました。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 津市白山町南家城字大坪に編入する区域  
津市白山町南家城字野添849の11、911の5、917の2、929の2、字上廣1907の3、1908の2、1909の2
- 2 津市白山町南家城字雇谷に編入する区域  
津市白山町南家城字市場坂95の一部、100の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
- 3 津市白山町南家城字瀬戸ノ上に編入する区域  
津市白山町南家城字柵2172、2173の1、2174の2

三重県告示第732号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指 定 理 由
93	映画	好奇心の強い義母 ～真昼の臭汗	新日本映像	平成19年 10月30日	著しく性的感情を刺激するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
94	映画	痴漢電車 夢うつる制服狩り	オーピー映画		
95	映画	裸の女王 天使のハメ心地	新東宝映画		
96	映画	バツイチ熟女の性欲 ～三十路は後ろ好き～	オーピー映画		
97	映画	新日本ニュース (好奇心の強い義母 ～真昼の臭汗～)	新日本映像		
98	映画	鬼の花宴	新東宝映画		
99	映画	はじらい	アートポート		
100	映画	ヒルズ・ハブ・アイズ2	プレシディオ		
101	映画	潮吹きヘルパー 抜きまくる若妻	サカ工企画		
102	映画	性犯罪捜査 暴姦の魔手	オーピー映画		
103	映画	吉沢明歩誘惑 あたしを食べて	新東宝映画		
104	映画	新日本ニュース 潮吹きヘルパー 抜きまくる若妻	サカ工企画		

## 三重県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
ヘルパーステーション有明の里前山	伊勢市前山町字中之尾355番地1	平成19年9月1日	訪問介護
なごみの家	志摩市磯部町穴川1691	平成19年10月1日	訪問介護
デイサービス くわなの宿	桑名市新町73番地	平成19年9月1日	通所介護
デイサービス 笑	鈴鹿市高岡町2665-2	平成19年9月1日	通所介護
デイサービス・あこぎ苑	津市柳山津興363番地26	平成19年8月1日	通所介護
NPO法人しあわせ広場	津市高茶屋7丁目8の37	平成19年8月1日	通所介護
デイサービスふるさと	伊勢市勢田町608-137	平成19年8月1日	通所介護
クレインデイサービス	津市久居東鷹跡町268-1 クレインプラザ2 1F	平成19年10月1日	認知症対応型通所介護
双寿園認知症対応型デイサービスセンター	伊勢市河崎3丁目15番33号	平成19年8月1日	認知症対応型通所介護
グループホーム くわなの宿	桑名市新町73番地	平成19年9月1日	認知症対応型共同生活介護
なごみの家	志摩市磯部町穴川1691	平成19年10月1日	介護予防訪問介護
紙ふうせん	松阪市川井町334-1	平成19年8月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション有明の里前山	伊勢市前山町字中之尾355番地1	平成19年9月1日	介護予防訪問介護
デイサービス くわなの宿	桑名市新町73番地	平成19年9月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンター 太陽の家	鈴鹿市西条町495番地の1	平成19年8月1日	介護予防通所介護
デイサービス 笑	鈴鹿市高岡町2665-2	平成19年9月1日	介護予防通所介護
デイサービス・あこぎ苑	津市柳山津興363番地26	平成19年8月1日	介護予防通所介護
NPO法人しあわせ広場	津市高茶屋7丁目8の37	平成19年8月1日	介護予防通所介護
デイサービスふるさと	伊勢市勢田町608-137	平成19年8月1日	介護予防通所介護
クレインデイサービス	津市久居東鷹跡町268-1 クレインプラザ2 1F	平成19年10月1日	介護予防認知症対応型通所介護
双寿園認知症対応型デイサービスセンター	伊勢市河崎3丁目15番33号	平成19年8月1日	介護予防認知症対応型通所介護
グループホーム くわなの宿	桑名市新町73番地	平成19年9月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
居宅介護支援事業所ひまわり	津市雲出長常町11の割1300番地	平成19年8月1日	居宅介護支援事業
シルバータウン新町 ケアプランセンター	津市南丸之内222番地21	平成19年9月1日	居宅介護支援事業
あいの手	津市一身田上津部田1464-20	平成19年9月1日	居宅介護支援事業
ふるさとケアセンター	伊勢市勢田町608-137	平成19年8月1日	居宅介護支援事業
株式会社 タカコーポレーション 居宅介護支援事業部	三重郡川越町豊田527-1	平成19年9月1日	居宅介護支援事業

## 三重県告示第734号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による指定猟法禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成16年三重県告示第808号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

3中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

三重県告示第735号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による指定猟法禁止区域の指定（平成18年三重県告示第704号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第3の3中「伊勢路川銃猟禁止区域」を「伊勢路川特定猟具使用禁止区域」に、「同銃猟禁止区域」を「同特定猟具使用禁止区域」に改める。

三重県告示第736号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定しました。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

1 名称

木曾川中流鳥獣保護区

2 区域

木曾岬町大字新加路戸地内、県境と町道木曾川線の交点を起点として、同町道を南に進み国道23号線木曾川大橋上流側との交点に至り、同所から同国道を南西に進み木曾川左岸堤防との交点に至り、同所から同左岸堤防を南東に進み鍋田川河口右岸側との交点に至り、同所から鍋田川を渡り鍋田川河口左岸側と木曾川左岸堤防との交点に至り、同所から同左岸堤防を南東に進み伊勢湾岸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道木曾川堤防東殿名松蔭線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み国道1号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県境との交点に至り、同所から県境を南東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は桑名市と桑名郡木曾岬町内を流れる一級河川木曾川の河川地域（平均標高0m）であり、冬場には多数のカモ類等が渡来する重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図る。

第2

1 名称

桑名市桑部鳥獣保護区

2 区域

桑名市大字桑部地内、県道宇賀桑名線と市道桑部播磨線との交点を起点として、同市道を南へ進み桑名市と三重郡朝日町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西へ進み市道能部桑部3号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道宇賀桑名線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は桑名市南部と三重郡朝日町の市町境界線付近に位置し、水辺を含む多様な生息環境の中、ヒヨドリ、シジウカラ、モズ等の鳥獣が生息し、近隣住民の散歩の場、区域内にある小学校等で野生鳥獣とふれあう場として活用されるなど、身近な鳥獣の生息地として重要であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣及びその生息地の保護を図る。

## 三重県告示第737号

鳥獣保護区の設定（昭和47年三重県告示第650号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第5中3を次のように改める。

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第5の2を次のように改める。

## 1 名称

名張市青蓮寺鳥獣保護区

## 2 区域

名張市青蓮寺ダム堰堤東詰を起点として、同所から県道名張曾爾線を南東に進み弁天橋東詰の県道布生夏見線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同県道と折戸橋との交点に至り、同所から折戸橋を渡り、ダム湖対岸道路の市道折戸橋線を北西に進み弁天橋西詰にて同市道と県道名張曾爾線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、香落橋東詰を経て更に南に進み同県道と河鹿橋との交点に至り、同所から河鹿橋を渡り対岸道路（旧道）との交点に至り、同所から同旧道を北（青蓮寺川下流）に進み道路の終点から青蓮寺川の左岸に沿って下流に進み香落橋西詰に至り、同所から市道青蓮寺香落線を北に進み青蓮寺橋南詰に至り、同所から市道夏見青蓮寺線を北に進み福祉バス停留所（青蓮寺湖前）に至り、同所から東に進み青蓮寺湖の湖岸に至り、同所から湖岸を北に進み青蓮寺ダム連絡道路との交点に至り、同所から同連絡道路を東に進みダム堰堤を経て起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第7中3を次のように改める。

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 三重県告示第738号

鳥獣保護区の設定（昭和52年三重県告示第681号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1の2中「国道306号線鈴鹿川に架かる鹿島橋右岸橋詰」を「県道亀山安濃線鈴鹿川に架かる鹿島橋右岸橋詰」に、「同橋詰から国道306号線」を「同橋詰から同県道」に、「亀山市関町との境界」を「旧亀山市と旧関町の境界線との交点」に、「同境界に沿って」を「同所から同境界線に沿って」に、「亀山市本町地内で県道亀山白山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み」を「亀山市栄町地内で市道北鹿島栄町線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道亀山城跡上野町線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道北町本町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み亀山市本町地内で県道亀山白山線と県道亀山安濃線との交点に至り、同所から県道亀山白山線を北東に進み」に改め、第1中3を次のように改める。

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

三重県告示第739号

鳥獣保護区の設定（昭和62年三重県告示第528号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1中2及び3を次のように改める。

2 区域

多気郡多気町前村地内の国道42号線と県道前村野中線の交点を起点として、同所から東北東に山地を尾根沿いに進み、光度山山頂（海拔229.0m）に至り、同所から東に谷沿いを進み、同町五桂地内の町道平谷・五桂池線と町道3242号線との交点に至り、同所から町道3242号線を東、のち南に進み町道3243号線との交点に至り、同所から町道3243号線を東に進み、町道3046号線との交点に至り、同所から北東に山地を尾根沿いに進み、同町油夫地内で町道油夫・相鹿瀬線を横切り、油夫池に至り、同池を北堤防沿いに東に進み、山道を通り、同山道の東端より南東に山地を尾根沿いに進み、町道3157号線に至る道を通り、同町成川地内で町道3157号線との交点に至り、同所から同町道を南に、のちに橋のところで東に進み、同町同地内で県道松阪・度会線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み、同町同地内で町道3304号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み、再び県道松阪・度会線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道前村野中線との交点に至り、同所から同県道を西に進み、同町五桂地内で町道五桂池・相鹿瀬線との交点に至り、同所から同町道を南に進み、同町同地内で近畿自動車道伊勢線との交点に至り、同所から同自動車道を西に進み、途中で同町五桂新田に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北に進み、町道3184号線を通り同町五桂新田地内で県道前村野中線との交点に至り、同所から同県道を西に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第2中3を次のように改める。

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第4中3を次のように改める。

3 存続期間

平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

第5中3を次のように改める。

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第6を削り、第7中3を次のように改め、第7を第6とする。

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

三重県告示第740号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成2年三重県告示第546号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第2中2及び3を次のように改める。

2 区域

松阪市伊勢寺町字堀坂広地内、県道合ヶ野松阪線と堀坂川の交点の西蓮寺橋を起点とし、同所から同県道を西に進み堀坂峠に至り、同所から観音岳登山道を北に進み同市伊勢寺町と同市嬉野森本町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北東に進み途中観音岳を経て、同市伊勢寺町と同市岩内町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北東に進み林道待谷線に至り、同所から同林道を南に進み、途中、市道横瀧寺線との交点を経て、さらに同林道を進み堀坂川支流との交点に至り、同所から同川支流を南東に進み堀坂川に至り、同所から同川を東に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 三重県告示第741号

鳥獣保護区の設定（平成9年三重県告示第1051号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1中2及び3を次のように改める。

## 2 区域

町管理普通河川鳴谷川と1級河川櫛田川の合流点を起点とし、同所から櫛田川右岸を下流に向かって進み香肌大橋を経て多気町丹生と同町津留の境界に至り、同所から同境界沿いを進み県道勢和兄国松阪線を経て近畿自動車道伊勢線に至り、同所から同自動車道を南に進み町道丹生峠線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み立梅用水路との交点に至り、同所から同用水路を南に進み岩谷池堤防を経て、のち町道花岡・長谷谷2号線に沿って東に進み上空の高圧線（電源尾鷲南勢線）と交差する地点に至り、同所から同高圧線を南西に進み、途中、高圧線鉄塔139、138、137、136を経て町道色太丹生線と交差する地点に至り、同所から同町道を北に進み、再度立梅用水路との交点に至り、同所から同用水路を西に進み町道中尾谷線との交点、更に丹生浄水場を経て町道鳴谷線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道勢和兄国松阪線との交点に至り、同所から同県道を西に進み鳴谷川との交点に至り、同所から鳴谷川を下流に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第2を削る。

第3中3を次のように改め、第3を第2とする。

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第4を第3とし、第5を削る。

## 三重県告示第742号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、名張市赤目鳥獣保護区内に特別保護地区を指定し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 名称

名張市赤目鳥獣保護区赤目長坂特別保護地区

## 2 区域

名張市赤目町長坂地内、日本オオサンショウウオセンター入口を起点として、同所から尾根を南東に進み不動滝の北側にある標高407mの尾根を山頂に至り、同所から滝川右岸の尾根に沿って東に進み同尾根と直行する赤目町長坂と大字青蓮寺の大字界を経て、さらに尾根を北東に進み、標高584mの尾根山頂を経て、さらに尾根を南東に進み同尾根と琵琶滝から北東に伸びる尾根との交点に至り、同所から琵琶滝に至る尾根を南西に進み同尾根と三重県と奈良県の境界線との交点（琵琶滝）に至り、同所から同県境を北西に進み長坂山山頂（標高585m）に至り、同所から尾根に沿って北東に進み滝川左岸（通称赤目観光ダム）に至り、同所から滝川左岸を南東に進み起点の対岸に至り、同所から滝川を渡り起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、室生赤目青山国定公園内にある名張市赤目鳥獣保護区内に位置し、その区域内を流れる一級河川滝川（赤目溪谷）の両岸は、カシ類を主とする常緑広葉樹林を中心とした自然豊かな森林で、キジ、ヤマガラ、ノウサギ、ニホンジカ等の鳥獣から、特別天然記念物のオオサンショウウオをはじめとする多種多様な野生生物が生息する重要な区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、鳥獣及びその生息地の保護を図る。

三重県告示第743号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

1 名称

津市芸濃町北東部休猟区

2 区域

津市芸濃町椋本地内、主要地方道津関線と近畿自動車道伊勢線の交点を起点として、同所から同主要地方道を北西に進み津市と亀山市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、更に南東に進み同市芸濃町楠原字上新開地内にて近畿自動車道伊勢線との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同市芸濃町林字下新田地内にて津市と亀山市の境界線との交点にいたり、同所から同境界線を南に進み同市芸濃町椋本字金清地内にて近畿自動車道伊勢線との交点に至り、同所から同自動車道を南に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

第2

1 名称

大紀町七洞岳休猟区

2 区域

度会郡大紀町野原字奥山西通り地内、林道野原線と林道牛首線の交点付近の奥山川を起点として、同所から奥山川を南に進み奥山川とクライ谷の交点に至り、同所から尾根沿いを東に進み度会郡度会町との境界線（標高595mの山頂）に至り、同所から同境界線を南に進み七洞岳山頂（標高778m）に至り、同所から尾根沿いを西に約0.3km進んだ後、尾根沿いを北に進み徒歩道との交点を経て、更に尾根沿いを北西に進み通称牛首（標高488m）に至り、同所から尾根沿いを北に約0.2km進み標高446m地点に至り、同所から尾根沿いを北東に進み林道牛首線との交点に至り、同所から林道牛首線を北東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

三重県告示第744号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧（平成18年三重県告示第719号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第3中2を次のように改める。

2 区域

津市河芸町北黒田地内、国道306号線と市道河芸環状線との交点を起点として、同所から同市道を東に進み市道久知野赤部線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を東に進み伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み国道306号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み市道高佐浜田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道久居河芸線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道高佐南黒田1号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道北黒田一身田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み国道306号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る一円の区域

#### 三重県告示第745号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

#### 第1

##### 1 名称

津市河芸町三行地区特定猟具使用禁止区域

##### 2 区域

津市河芸町三行地内、国道306号線と市道三行大門線との交点を起点として、同所から同国道を西に進み県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道三行線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道三行大門線との交点に至り、同所から市道三行大門線を南に進み起点に至る一円の区域

##### 3 存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで

##### 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

#### 第2

##### 1 名称

伊勢市朝熊町特定猟具使用禁止区域

##### 2 区域

伊勢市朝熊町地内、絆の森全域（ため池南西の三本桧横、絆の森案内看板を起点として、同所からため池管理道路を約100m東に進み散策道路「希の路」との交点に至り、同所から山裾に沿って約400m南東に進み、のち南に進み山頂に至り、同所から約200m西に進み展望台に至り、同所から北西尾根沿いに約100m進んだ所から更に約400m北西に進み「憩いの広場」に至り、同所から北西に進み起点に至る一円の区域）

##### 3 存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで

##### 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

#### 第3

##### 1 名称

伊賀市上野新都市特定猟具使用禁止区域

##### 2 区域

伊賀市市部地内、市道市部界外線と国道422号線の交点を起点として、同所から同国道を北北西に進み市道恵美須町四十九町線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道卸商業団地線との交点に至り、同所から同市道を東に進み久米川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を南東に進み浜田川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を南東に進み市道依那古友生線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道市部界外線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る一円の区域

##### 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

##### 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第4

- 1 名称  
伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

伊賀市上之庄地内、市道依那古花之木線と市道上之庄百々池線との交点を起点として、同所から市道上之庄百々池線を西に進み市道百々池線との交点に至り、同所から市道百々池線を北に進み同市道と隣接する田圃の畦道との交点に至り、同所から同畦道を南に進み高区配水池へと続く山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み市道依那古花之木線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域

- 3 存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第5

- 1 名称  
伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域
- 2 名称

伊賀市阿保地内、市道阿保老川線と付替県道松阪青山線との交点を起点として、同所から同市道を南東に進み市道阿保種生線との交点に至り、同所から市道阿保種生線を南東に進み再び市道阿保老川線との交点に至り、同所から市道阿保老川線を南に進み付替県道松阪青山線（工事中）との交点に至り、同所から同付替県道（工事中）を南に進み市道老川阿保線との交点に至り、同所から同市道を南に進み旧町道老川阿保線との交点に至り、同所から旧町道を南に進み岡部農道を経て、同農道と岡部林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み県道松阪青山線を交差し、中部電力取水堰に至り、同所から川上川左岸沿いの林道（山立道）を経て同市川上地内で市道川上種生線と市道種生川上線との交点に至り、同所から前深瀬川右岸沿いの尾根を南（上流方向）に進み同川に架かる安場橋に至り、同所から県道青山美杉線を北西に進み市道種生小波田線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み新田水路との交点に至り、同所から同水路を北に進み市道羽根川上線との交点に至り、同所から同市道を北に約220m進んだ所の赤道を東に進み市道川上比土線との交点に至り、同所から同市道を北に進み付替県道松阪青山線との交点に至り、同所から同付替県道を東に進み要石大橋を経て起点に至る一円の区域

- 3 存続期間  
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

三重県告示第746号

銃猟禁止区域の設定（昭和62年三重県告示第532号）を、平成19年11月1日廃止します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県告示第747号

銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（昭和63年三重県告示第506号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第3を次のように改める。

- 1 名称  
津市河芸町千里ヶ丘特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

津市河芸町東千里地内、市道東千里・千里ヶ丘線と県道上野鈴鹿線との交点を起点とし、同県道を南に進み同県道と通称ひばり歩道との交点に至り、同所から千里ヶ丘団地の斜面下農道を西に進み伊勢鉄道線に至り、同所から同鉄道線を南に進み県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道杜の街中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み杜の街開発道路との交点に至り、同所から同開発道路を東に進み市道久知野千里ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を北に進み鈴鹿市道里中西高山線との交点に至り、同所から同鈴鹿市道を東に進み津市道千里ヶ丘中瀬古停車場線との交点に至り、同所から同津市道を北に進み津市と鈴鹿市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、のちに北に進み県道上野鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで

## 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

## 三重県告示第748号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成4年三重県告示第465号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第5中1及び3を次のように改める。

## 1 名称

志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第5中3の次に次のように加える。

## 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

## 三重県告示第749号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成5年三重県告示第546号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1、2及び3を次のように改める。

## 1 名称

志摩市阿児・磯部特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

志摩市阿児町鶴方字鶴方道地内、県道安乗港線と県道鳥羽阿児線（パールロード）との交点を起点として、県道鳥羽阿児線を北に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から県道磯部大王線を南東に進み市道開拓3号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道安乗港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

3の次に次のように加える。

## 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

## 三重県告示第750号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成7年三重県告示

第442号)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

なお、区域の変更に係る図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林(水産)商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

第1を次のように改める。

1 名称

津市河芸町上野地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

津市河芸町上野地内、市道中瀬上野線と市道上野赤郷線の交点を起点として、市道中瀬上野線を南西に進み国道23号線と国道306号線との交点に至り、同所から国道306号線を西に進み伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を北に進み2級河川田中川右岸堤との交点に至り、同所から同右岸堤に沿って東に進み市道新上野浜田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道上野垣内線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道上野鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道中瀬上野線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

三重県告示第751号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧(平成9年三重県告示第1059号)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

第3中1及び3を次のように改める。

1 名称

志摩市磯部町穴川特定猟具使用禁止区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第3中3の次に次のように加える。

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第5中1を次のように改める。

1 名称

志摩市浜島町管田・赤崎特定猟具使用禁止区域

第5の2中「浜島町浜島字鴻住115番地横の水路入口」を「同市浜島町浜島字鴻住1151番地横の水路入口」に改め、「同所から同水路を北西(上流)に進み」の下に「県道浜島阿児線に至り、同所から同県道を北に進み」を加える。

第5中3を次のように改める。

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第5中3の次に次のように加える。

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第6中1及び3を次のように改める。

1 名称

志摩市浜島町迫子崎特定猟具使用禁止区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第6中3の次に次のように加える。

4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

三重県告示第752号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成17年三重県告示第905号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1を削り、第2を第1とし、第3を第2とする。

三重県告示第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド伊賀店  
伊賀市平野清水625番1他32筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
オリックス・アルファ株式会社  
東京都港区芝三丁目22番8号  
坂本 修二
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県前橋市日吉町四丁目40番の11  
山田 昇
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年6月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,430平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
140台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
26台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
336.08平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
51.08立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 開店時刻  
午前10時
    - イ 閉店時刻  
午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後10時まで
- 7 届出の日  
平成19年10月18日
- 8 届出等の縦覧場所  
三重県農水商工部観光局観光・交流室  
伊賀農林商工環境事務所
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成19年10月30日から平成20年2月29日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) コジマNEW四日市店  
四日市市新正1丁目2462-1外7筆
- 2 四日市市から聴取した意見
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
当該店舗への出入りに伴う周辺道路への渋滞対策に配慮すること。
  - (2) 廃棄物に係る事項  
店内から出る廃棄物については、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、南部埋立処分場及び北部清掃工場へ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、業者委託を行う場合もこれらの処分場等へ搬入する際は、あらかじめ生活環境課において搬入許可を受けること。また、店内の清掃作業で出た廃液等を適正に処理すること。
  - (3) その他の事項
    - ア 出店計画地周辺は、浜田小学校及び港中学校の校区であり、児童生徒の日常生活の行動範囲である。ついでには、開発関係車両等の通行などに関して、関係校と協議し、児童生徒の安全に十分注意を払うこと。
    - イ 青少年育成指導室の補導員等が街頭パトロールに巡回の際には、協力されたい。
    - ウ 出店計画地には現在、埋蔵文化財の発掘は確認されていないが、工事中に発見された場合は、現状を変更することなく社会教育課青少年育成指導室文化財係に連絡すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県農水商工部観光局観光・交流室  
四日市農林商工環境事務所
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成19年10月30日から同年11月30日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ伊勢御園パワフル館  
伊勢市御園町長屋字清水3103番1外16筆

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室に備え置いて、平成19年12月18日まで縦覧に供します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成19年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人夢工房

(2) 代表者の氏名

松本 織恵

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市新築町67番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、身体に障害がある人は勿論、様々な障害を持つ人達に対して、自立のための事業を行い、より豊かな生活を営むことができるように、併せて地域の子供達が高齢者の方々とのふれあいを通じて、優しさといわわりの心の育つ豊かな地域生活をおくることができ、皆が支えあって暮らせる街づくりに寄与することを目的とします。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年10月22日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人コスモス

(2) 代表者の氏名

橋本 保則

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市国府町2261番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者、及び精神障害者（以下「障害者」という）に対して、自宅において良好に日常生活を継続できるように日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害者が心身ともに安らぎと、生きがい豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、よって地域福祉の

充実に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

桜北土地改良区（四日市市桜町8502番地）

退任理事

四日市市桜町876番地

山原伊吉

〃 〃 917番地

奥山武男

〃 〃 2466番地

近藤善治

〃 〃 5322番地

山北善弘

〃 〃 2510番地

山原進

退任監事

四日市市桜町501番地

小森昌利

〃 〃 4523番地 5

川口延夫

就任理事

四日市市桜町876番地

山原伊吉

〃 〃 917番地

奥山武男

〃 〃 2466番地

近藤善治

〃 〃 5322番地

山北善弘

〃 〃 2510番地

山原進

就任監事

四日市市桜町501番地

小森昌利

〃 〃 4523番地 5

川口延夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、津市から換地処分（土地改良総合整備事業東町地区）を行った旨の届出がありました。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出がありました。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

事業主体名	事業名	地区名	工事完了年月日
東員町	土地改良総合整備事業	川南地区用排水路、農道	平成3年3月15日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成19年3月31日に終了した旨、国土交通大臣から通知がありました。

平成19年10月30日

三重県知事 野呂昭彦

1 作業種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

2 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、桑名市、尾鷲市、亀山市、伊賀市、松阪市、鈴鹿市、名張市、熊野市、員弁郡東員町、三重郡菟野町及び同郡川越町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次の

とおり完了しました。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年 10月1日	亀山市川崎町字上垣内4907ほか4筆	四日市市曙町7-7 三糧輸送株式会社 代表取締役 川 北 正
平成19年 10月1日	伊賀市中柘植字宮谷1226-4ほか25筆 " 下柘植字宮谷1276ほか4筆	大阪府大阪市東住吉区中野4丁目2-13 株式会社日本サンガリアベパレッジカンパニー 代表取締役 石 山 豊
平成19年 10月1日	亀山市関町泉ヶ丘字泉ヶ丘1011-250 " 関町木崎字北野889-2ほか1筆	亀山市関町泉ヶ丘1011-7 前 田 昇
平成19年 10月4日	伊賀市緑ヶ丘本町4120ほか3筆	伊賀市上林849-16 三重観光開発株式会社 代表取締役 鈴 木 智 子
平成19年 10月5日	松阪市久保町字森戸891-1ほか2筆	松阪市駅部田町451 株式会社セゾン 代表取締役 小 島 順 子
平成19年 10月11日	桑名市多度町下野代字出口1039ほか1筆	東京都千代田区2番町8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山 口 俊 郎
平成19年 10月11日	松阪市曾原町字糺屋819-3ほか2筆	松阪市曾原町811-1 医療法人西井病院 理事長 西 井 憲 一
平成19年 10月12日	伊勢市田尻町字美濃野42-1ほか2筆	伊勢市村松町1352-3 有限会社輝報企画 代表取締役 田 中 秋 彦
平成19年 10月15日	松阪市中万町字荒木241-2	松阪市中万町1389-2 白 上 栄三子 白 上 陽 亮
平成19年 10月15日	三重郡菟野町大字千草字西江野7054-684ほか1筆	亀山市川合町1193-1 淡 路 圭 治

### 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成19年10月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量    | 抗インフルエンザウイルス薬<br>(リン酸オセルタミビル製剤75mg)<br>タミフルカプセル75 100カプセル (PTP) 備蓄用<br>100カプセル包装品 7600ケース (76万カプセル) |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県津市広明町13番地<br>三重県健康福祉部健康危機管理室   |
| 3 | 契約の相手方を決定した日  | 平成19年10月19日   |
| 4 | 契 約 の 相 手 方   | 東京都北区浮間五丁目5番1号<br>中外製薬株式会社 営業本部長 小宮山 和則   |
| 5 | 契 約 金 額       | 179,550,000円<br>(うち消費税及び地方消費税 8,550,000円)   |
| 6 | 決 定 手 続       | 随意契約  |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7  |

年政令第372号) 第10条第1項第1号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号)第12条の規定により公告します。

平成19年10月30日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県立こころの医療センターで使用する電気<br>予定使用電力量 2,253,000kWh |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市広明町13番地<br>三重県病院事業庁県立病院経営室               |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成19年10月17日                                   |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力株式会社 代表取締役社長 三田 敏雄     |
| 5 | 落 札 金 額     | 34,653,200円(消費税及び地方消費税を含む。)                   |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 平成19年9月4日                                     |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号)第12条の規定により公告します。

平成19年10月30日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県立総合医療センターで使用する電気<br>予定使用電力量 7,453,000kWh |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市広明町13番地<br>三重県病院事業庁県立病院経営室             |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成19年10月17日                                 |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力株式会社 代表取締役社長 三田 敏雄   |
| 5 | 落 札 金 額     | 98,311,114円(消費税及び地方消費税を含む。)                 |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                      |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 平成19年9月4日                                   |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号)第12条の規定により公告します。

平成19年10月30日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県立志摩病院で使用する電気<br>予定使用電力量 4,170,000kWh   |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市広明町13番地<br>三重県病院事業庁県立病院経営室           |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成19年10月17日                               |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力株式会社 代表取締役社長 三田 敏雄 |
| 5 | 落 札 金 額     | 59,594,046円(消費税及び地方消費税を含む。)               |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                    |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 平成19年9月4日                                 |



毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方税含む。)  
1箇月 3,000円  
1箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年10月30日発行  
津市広明町13番地  
三重県  
印刷・販売株式会社伊勢出版  
〒514-0815 津市藤方亀の越977  
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431